

生徒の特別指導について

- 1 生徒の特別指導は、あくまでも生徒指導の一環として個別に行われるものである。
- 2 特別指導の内容は、校長指導自宅学習及び登校学習等、個別指導を原則とする。具体的な内容については、資料に基づき客観的に判断し、厳正かつ公平に行うとともに該当生徒個々の状況、HR担任等の意見及び過去の指導事例を十分に考慮し、職員会議の審議を経て校長が決定する。

「過去の指導事例」

事故内容	指導内容	備 考
喫煙	謹慎5日	煙草所持含む
喫煙同席	謹慎3日	(校長指導)
飲酒	謹慎5日	
飲酒同席	謹慎3日	(校長指導)
窃盗・万引き	謹慎7日	
窃盗・万引き同席	謹慎5日	
占有物離脱横領	謹慎7日	
考査等不正行為	謹慎5日	当該科目0点
考査等不正行為幇助	謹慎5日	当該科目0点
無断免許取得	謹慎5日	
無断免許取得・運転	謹慎7日	
暴力行為・いじめ	謹慎めやす14日	
暴力行為(けんか)	謹慎5日	
無断アルバイト	指導部長注意	
暴言→職員への威圧行為	校長指導	
指導拒否	謹慎めやす14日	
ネットによる情報公開・誹謗・中傷	指導部長注意～	

- 1 謹慎は自宅謹慎又は別室指導に、訓告は校長説諭等に替える場合がある。
- 2 ここに例示するものの他、他人に大きな迷惑をかける不法行為や、著しく生徒心得を逸脱する行為を行った者、生徒としての本分に反した行為等があった者は、その状況に応じて特別指導等を行う。
- 3 複数の違反行為を一度に行った者は、指導内容を加算することがある。
- 4 同一違反行為を連続して行った者は、指導内容を加算する。
- 5 特別指導後、短い期間内に別件の違反行為を行った者は、指導内容を加算する。
- 6 違反行為について、生徒自ら申し出のあった場合は謹慎の期間を減じることがある。
- 7 いじめについては、本校のいじめに対する方針に則って、いじめ防止推進委員会との連携を図り指導措置を行う。
- 8 指導措置については状況に応じて、その生徒にあった特別指導をする。